



るもい労働衛生通信

[vol.9]



←HPはこちら

留萌労働基準監督署

一酸化炭素中毒（CO）による労働災害の防止について

➤ 共通事項

- ❑ 労働衛生管理体制（**作業責任者**の選任、**作業手順書**の作成と遵守）
- ❑ 作業管理（作業開始前の燃焼装置等の点検、作業中の**換気**、**CO警報センサー**の携帯、呼吸用保護具の使用、異常時の措置）
- ❑ 作業環境管理（**濃度測定**の実施、換気装置の性能確保）
- ❑ 健康管理（健康診断又は健康測定の実施）
- ❑ **労働衛生教育**（雇入れ時及び作業内容変更時等あらゆる機会を活用した計画的かつ継続的な教育の実施） etc.

➤ 建設工事業、設備工事業等

- ❑ 内燃機関及び練炭の使用に係る作業等を行う場合、CO中毒予防に関する知識を持つ者の中から**作業責任者**を選任（下請を含む）及び必要な対応（作業手順書の作成、労働者の指揮）の実施
- ❑ 自然換気の不十分な場所で内燃機関、練炭等をやむを得ず使用する場合は、作業開始時の**CO濃度等の測定**、有効な呼吸用保護具の備付け・適正着用、**換気装置**の設置・有効稼働の徹底 etc.

➤ 食料品製造業、ホテル旅館業、一般飲食店等

- ❑ CO中毒防止に係る**作業責任者**の指名、職務（ガス燃焼機器使用中の換気設備の稼働、ガスの燃焼状況及び換気設備の定期点検の確認等）の徹底
- ❑ ガス燃焼機器使用時の換気設備の作動手順、ガスの燃焼状況及び換気設備の定期点検、**業務用厨房不完全燃焼警報センサー**作動時の対応等を記載したマニュアルを作成・整備、関係労働者への周知と遵守の徹底 etc.

➤ 鉄鋼業

- ❑ COを取り扱う作業における**作業主任者**及び**作業責任者**の選任
- ❑ 作業基準書、施工要領書等による安全な**作業手順**の策定、徹底 etc.

➤ 溶接作業

- ❑ **作業責任者**の選任、CO中毒予防のために必要な措置の徹底（下請を含む）
- ❑ COが発生するおそれのあるアーク溶接（マグ溶接、被覆アーク溶接）での作業における**作業標準書**の整備 etc.

一酸化炭素中毒防止対策の概要及び業種ごとの一酸化炭素中毒防止対策の詳細については、北海道労働局ホームページに掲載しています。右の2次元コードから確認してください。



毎年12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。

詳細は厚生労働省または北海道労働局ホームページで御確認ください。

新たな化学物質規制について

【令和5年4月1日施行の事項・その3】

化学物質による労働災害を防止するため、**労働安全衛生規則等の一部**が改正されました（令和4年5月、令和5年4月、令和6年4月に順次施行）。

事業者をはじめとする関係者の皆様へ、改正の内容を複数回に分けて、不定期に解説します。

注文者が必要な措置を講じなければならない
設備の範囲の拡大

(現行)

- ・化学設備（危険物製造・取扱設備）
- ・特定化学設備（特定第2類物質・第3類物質製造・取扱設備）



対象拡大

安衛法第31条の2

化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性と有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならない。

(改正後) 下線部の追加

- ・化学設備（危険物製造・取扱設備）
- ・通知対象物（労働者に危険・健康障害を生じるおそれのある物質）の製造・取扱設備（現行の特定化学設備を含む）

化学物質管理の水準が一定以上の
事業場の個別規制の適用除外

化学物質管理の水準が一定以上であると**所轄都道府県労働局長が認定した事業場**は、その認定に関する特別規則（特定化学物質障害予防規則等）について**個別規制の適用を除外し**、特別規則の適用物質の管理を、**事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができる。**

※健康診断、保護具、清掃などに関する規定を除く。

【認定の主な要件】

- ①事業場に**専属の化学物質管理専門家**が配置され、次に掲げる事項を管理していること。
イ化学物質の**リスクアセスメントの実施**に係ること。
ロイの結果に基づく措置**その他労働者の健康障害の予防に必要な措置の内容及び実施に係ること。**
- ②過去3年間、化学物質等による死亡又は休業4日以上の**労働災害が発生していないこと。**
- ③過去3年間、作業環境測定の結果が**全て第一管理区分**であったこと。
- ④過去3年間、**特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められる労働者がいないこと**（粉じん則については、じん肺健康診断の結果、新たに**上位のじん肺管理区分に決定された者がいないこと。**）
- ⑤過去3年間、1回以上、リスクアセスメントの結果及び結果に基づき事業者が講ずる必要な措置の内容について、**事業場に属さない化学物質管理専門家から必要な措置が適切に講じられているとの評価が認められること。**
- ⑥過去3年間、**労働安全衛生法及び同法による命令に違反していないこと。**

事業者が行うべきこと

- **化学物質のリスクアセスメントを確実に実施すること**
- **化学物質管理専門家の確保に向けた準備を進めること**（事業場に専属の者、取組を評価する外部の者）
- **従来から実施された化学物質の基本的な管理（作業環境測定結果、特殊健康診断結果）についての記録の整備、保管を徹底すること**
- **特殊健康診断結果について、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言が得られるように連携体制を整えること**

↑厚生労働省リーフレット「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」から引用

ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

特殊健診の
実施頻度

6月以内に1回実施



リスクに応じて、
(区分1) 1年以内に1回実施
(区分2) 6月以内に1回実施

※要件を満たすかどうかの判断は、**事業場単位ではなく、労働者ごとに行う。**医師等の助言を踏まえた判断が望ましい。

要件	実施頻度
以下のいずれも満たす場合(区分1) ①当該労働者が作業する単位作業場所における 直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと。 (※四アルキル鉛を除く。) ② 直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。 ③直近の健康診断実施日から、 ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。	次回は 1年以内に1回 (実施頻度の緩和の判断は、前回の健康診断実施日以降に、左記の要件に該当する旨の情報が揃ったタイミングで行う。)
上記以外(区分2)	次回は6月以内に1回

※同一の作業場、作業内容で、同程度のばく露が考えられる労働者が複数いる場合、**団体の全員が上記要件を満たしている場合に実施頻度を1年以内ごとに1回に見直すことが望ましい。**

この情報の詳細については、**留萌労働基準監督署 監督・安衛課**
(TEL: 0164-42-0463)までお問い合わせください。